

令和3年9月13日

高校生保護者 各位

学校法人 青雲学園
事務室

青雲学園授業料軽減制度について（ご案内）

日頃より学園の運営につきましてご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、青雲学園では、「長崎県私立高等学校授業料軽減補助金」制度を利用し、下記要領にて、高校生を対象とした授業料軽減措置を行っております。申請を希望される場合は、必要書類等をご準備のうえ、下記期日までに学園事務室までご提出をお願いいたします。

何か不明な点等ある場合は、学園事務室（担当：平山）までお問合せください。

記

1. 提出期限 令和3年9月24日（金）

2. 提出書類

※ 提出書類①および③の様式は、学園ホームページに掲載しております。印刷してご利用いただくか、学園事務室までご連絡ください。

①. 青雲学園授業料軽減申込書

②. 住民票（マイナンバー以外の全ての事柄（戸籍内容等）が記載されているもの）

※ 保護者と生徒の住民票が異なる場合は、住民票の除票もあわせてご提出ください。

③. 個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書

※ 所得要件イの判定には、就学支援金申請時の判定結果を活用予定ですが、判定結果の活用にご同意いただけない場合は、保護者等全員分の所得課税証明書（課税標準額および調整控除の額が記載されているもの）の提出が必要となります。

3. 支給の条件

①. 保護者が長崎県内に住所を有すること（父母が保護者である場合、どちらか1名でも可）

②. 次のいずれかの所得要件を満たすこと

ア. 保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」が215,400円未満の世帯

※ 就学支援金決定者で、今回月額9,900円の支給決定通知書が同封されている方は、対象となる可能性があります。

イ. 生活保護（生業扶助）受給世帯

4. 対象となった場合の支給額（就学支援金と合算し、授業料までが上限）

所得要件アに該当…月額6,600円 / 所得要件イに該当…月額5,300円

5. その他

軽減制度対象となった場合も、毎月の授業料等は通常通り振替させていただき、後日、返金による精算を予定しています。

対象となる保護者に変更（転居や結婚、離婚、死別等）が生じた場合や、申告により課税標準額に変更が生じた場合は、必ず事務室までご連絡ください。

以上